

短期入所事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
障害福祉サービス事業所の運営等に係る留意点について（事務連絡）【短期入所】

日頃より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます

国から発出された「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 4 報）（令和 2 年 4 月 9 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に基づき、短期入所事業の報酬算定の取扱いについて次のとおりお知らせいたします。

なお、本内容は、国や神奈川県から示される方針の変更等により変更する場合があります。

1 報酬算定の取扱いについて

(1) 基本報酬

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響により、職員の確保が困難となった等で、基本報酬の算定区分に影響が生じる場合においても、従前の配置人数に基づく報酬の算定を可能とします。

(2) 加算

基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援を配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とします。

該当する加算	取扱い
常勤看護職員等配置加算	本市に体制届で届出ており、従前の配置人数が加算の要件を満たしている場合は、原則算定可。 ただし、従業者の雇用契約の解除によって加算要件を満たさなくなっている場合は、算定不可。

2 お問い合わせ先

新型コロナウイルスに関する通知についてのお問い合わせを多数いただいておりますが、電話での対応が困難となっている状況から、本通知の内容については、電子メールにて下記アドレスまでにお問い合わせください。現下の状況を踏まえ、皆様の御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ用 E メールアドレス】 kf-syosabiconorona@city.yokohama.jp

担当 健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係